

中央大學研究會第三回例會

本年二月廿三日を以て始めて呱々の聲をあげた我大學研究會は第一回(第一部會)には三浦教授の講演あり、第二回(第一部會)には松浦教授の講演あり。會を重ねる毎に教授團の親密益々加はり各自の研究上にも裨益する處多きことが一般に認めらるゝに至つたことは誠に喜ばしいことである。かくて第三回(第一部會)は六月十日午後三時半から學員俱樂部室で開催された。此の日は柴田甲四郎教授の「文化現象としての法律」と題する

極めて深遠な而して興味ある講演があつた。講演後質議討論に移り之に對し柴田教授の應酬あり、一同快談の裡に午後八時散會した。當日出席者柴田教授の外三浦・高窪・天野・吉田・高木・玉井・八木澤・川原・檜崎・杉本・丹後・驥谷・黒澤・和田・長崎の諸氏であつた。柴田教授の講演の要旨は左の如くである。

第十九世紀の初頭サヴィニイ一派の歴史法學派が起つてから自然法は其の勢力を失ひ從て法律哲學も亦其の影を潜めました。然し時勢の要求は再び法律哲學の勃興を催し、二十世紀の今日は恰かも法律哲學ルネサンスの觀を呈して居ります。而して此の傾向の最も旺盛なのは獨逸であります。獨逸に於ける斯學の權威者は何と曰つても新カント派の代表者たるスタムラーと新ヘーゲル派の頭目たるコーラーでありませう。前者は内容變化の自然法を説き、後者は文化現象としての法律を唱へて居ります。本日茲に述べんとする所はコーラーを中心とする文化現象としての法律觀であります。コーラーはヘーゲルの文化觀念を祖述し、其の歴史的、理想的進化論並に同一哲學を奉じて法律哲學を建設して居ります。只ヘーゲル一流の論理的、演繹的なる辯證法を改めて實驗的、歸納的なる方法を用ひたる點に於て新ヘーゲル派としての特徴があり又茲に進歩を

見るのであります。

コーラーは法律の任務を以て文化の擁護にありとし
てゐる。即ち彼は「法律とは文化の維持及び助長の爲
め人類に施行せらるゝ規則である」と定義して居る。
然らば先づ文化とは何ぞやといふに、認識、創造及び外
界の支配により萬物を利導する人類の努力の成果であ
り集積であると曰つてゐる。從て文化には、眞、美、力
の三つの文化がある、固より此の三者には密接なる相
互關係がある、コーラーはこの三個の文化原素を第一
次的文化價値とし、法律道德の如き文化原素を以て第
二次的文化價値に列し、後者は前者を實現し助長する
の手段と見て居る。されば彼は「世界は滅ぶとも正義
は存す、fiat iustitia, pereat mundus」なる法律の神聖不
可侵性を信ずる者ではない。否な彼は如何に完備した
る道徳法律を有した國民でも前述の眞・美・力の文化
價値を創造することなくして滅亡したときは其の國
民は何等世界の進化に貢献したとはいへないと言つて
居る。次に法律の目的が文化價値の向上にあるが如く
國家の職分も亦然りである。されば彼は功利主義乃至
は幸福主義の倫理學說に出發する國家觀を排斥して居
る。況んや唯物史觀に對するをやである。

文化價値は眞であり美であり力である。此の文化價

値は常に同一の程度分量に於て現實してゐるものでは
ない。人類不斷の努力により一より二、二より三と次
第に擴張せられ増加せられて行くものである。文化の
進歩と稱するはこの謂である。文化の進歩は特殊より
普遍に有限より無限に窮る所を知らない。而も絕對窮
境は神の世界である。次に法律は文化と唇齒輔車の關
係にあり新しい文化價値の創造即ち文化の進歩は法律
の追隨を促し、新しい文化價値を認めて法を制定する
ときは之れを一般に强行普及し以て文化を助長する、か
くの如く法律は常に進化して其の停止する所を知らな
い。さればコーラーは自然法の如き不易不變なる法の
原理を否認し、法律の價値即ち法の理想は時代々々に
依りて定まる相對性のものとした。(スタムラーや法の
形式は絶對的にして内容は相對的のものとなしたがコ
ーラーは内容なき形式自體を以て法律學をなすは實用
に迂なりとして之を排斥して居る)而して立法者及び
法律家は努めて其の時代に於ける理想に接近せしめね
ばならぬと言つて居る。

コーラーの法律哲學は理想哲學の上に建てられてあ
る從て彼は實證哲學乃至は唯物主義を排斥して居る蓋
し後者の方法によりては到底現象世界を超えた理想
に到達することが不可能であるからである。然しながら

ら理想が認識の対象となるか從て學問の領域に屬すべ
きかに就ては大に議論がある。カントは之を消極に斷
じて居るがコーラーは理想（價值）も亦經驗可能なるこ
とを論證してゐる。コーラーは又ヘーゲルの同一哲學を
受け現象と本體、個人と社會との二元に出て而も兩者の
相關關係を認めて居る。これ自然法派の個人主義に反

するものであつて法理學上最も重大なる問題である。

次に方法論に就て一言せんに、彼は法律の理想は或
る時代に於ける文化の反映であり殊に或る民族の文化
が法律の基礎たるべきものとし各民族の法制史を文化
史として研究すべきことを主張してゐる。（終りに右に
對する批判ありたるも茲に省略す）（研究會幹事記）